

重要

『登記されていないことの証明書』の記載について

新規登録の際にご提出いただきます「登記されていないことの証明書」の記載について以下のとおりとします。

住所：住民票にある記載と全く同じ記載

本籍：戸籍抄本にある記載と全く同じ記載

※丁目、番地等をハイフンで省略しないでください。

※数字の表記：住民票が漢数字の場合は漢数字、アラビア数字の場合はアラビア数字で記載してください。

以上の記載で証明を受け、ご提出ください。

記載が住民票・戸籍抄本と不一致の場合、再度証明を取り直していただき、再提出していただくことがございますのでご了承ください。